

議案第331号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項の表を次のように改める。

基本料金	従量料金	
	用途	1立方メートルについて
850円	一般用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 97円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 124円 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 168円 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 230円 100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 293円 200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 342円 1,000立方メートルを超える分 358円
	業務用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 209円 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 285円 50立方メートルを超える分 358円
	湯屋用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超える分 58円

第27条第1号中「超過料金」を「従量料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市水道事業給水条例第26条第1項及び第27条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前に行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

水道料金を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市水道事業給水条例（抄）

(料 金)

第26条 専用給水装置又は1戸当たりの共用給水装置の料金は、1月について次の表に定めるところにより算定した金額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数金額があるときの端数計算については、局長が別に定める。

基本料金	超過料金 従量料金	
	用途	1立方メートルについて
10立方メートルまで <u>950円</u> <u>850円</u>	一般用	10立方メートルまでの分 10円 省 略 1,000立方メートルを超える分 <u>368円</u> <u>358円</u>
	業務用	10立方メートルまでの分 10円 省 略 50立方メートルを超える分 <u>368円</u> <u>358円</u>
	湯屋用	10立方メートルまでの分 10円 省 略

2 - 4 省 略

(料金算定基準の変更)

第27条 料金算定の基準となる月の中で、使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数15日以内のもの基本料金は、前条第1項に定める基本料金の2分の1とし、超
従

過料金は、同項に定める水量区分の水量を2分の1として算定する。
量料金

- (2) 省 略